

消費者月間とは？

昭和43年5月に施行された「消費者保護基本法」(平成16年改正により法律名を「消費者基本法」に変更。)の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」と位置付けています。

消費生活センターを利用しましょう！

消費生活センターとは、地方公共団体が運営している消費生活に関する相談機関です。商品やサービスに関するトラブル、悪質商法による被害、製品トラブルなど、相談せずに諦めたことはありませんか？

消費生活センターでは専門の相談員が常駐し、助言やあっせんを行い、問題解決のためのお手伝いをしています。

大切なのは決して泣き寝入りをしないこと。1日でも早い相談が解決につながります！



消費者力○×クイズ！

消費者トラブルに巻き込まれないために大切な力である「消費者力」をクイズに挑戦して、確かめてみましょう！

Q1. 店で商品を買ったが、使う前に不要になった。返品できる？

正解 ×

一旦成立した契約は欠陥商品だったなど理由がなければ、一方的に契約をやめることはできません。ただし、特定の契約ではクーリング・オフ制度などにより契約の解除ができます。

Q2. 新聞折り込みチラシを見て健康器具をはがきで申し込んだ。届いたら、思っていたイメージと違う。クーリング・オフできる？

正解 ×

通信販売の場合、クーリング・オフはできません。返品する時の条件(返品特約)は商品によって異なります。注文時にきちんと確認しましょう。

Q3. 訪問販売で業者に勧められ床下工事の契約をしたが、工事が終わってもクーリング・オフできる？

正解 ○

クーリング・オフは訪問販売など特定の販売方法による契約を、一定期間内であれば無条件で解約できる制度です。クーリング・オフの通知をすると契約は無かったものとなり、返金を請求でき、すでに工事は終わっていても、元の状態に戻してもらうことも要求できます。

消費生活について
正しい知識を
持ちましょう！



太宰府市消費生活センターにおける来所相談についてお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、来所による相談をお控えいただき電話相談をご利用いただきますようお願いいたします。ご不便をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

太宰府市消費生活センター

開所日 毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時30分～午後4時(正午～午後1時まででは昼休み)
場 所 市役所2階 消費生活相談室

予約申込不要・無料
(☎内線348まで)